

本別町からのお知らせ 特別定額給付金（仮称）について

令和2年4月28日

町民の皆様へ

本別町では、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、国民に対し簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う「特別定額給付金（仮称）」の給付事務について、以下のとおり手続きを行う予定です。

- （1）給付対象者 **令和2年4月27日において、「本別町住民基本台帳に記録されている人」**
※令和2年4月27日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にして
いる人及びその同伴人であって、基準日において居住している市区町村にその住民票を移していないものについては、一定の要件を満たし、その旨を申し出た場合には、給付対象となります。
- （2）受給権者 **住民基本台帳に記録されている人の属する世帯の世帯主**
- （3）給付額 **給付対象者1人につき10万円**

手続きの流れ・スケジュール

役場

① 5月11日（月）

給付金申請書等の発送

各世帯用の申請書を郵送します。町内全世帯に送付するため、配達に時間を要し、到着が遅れる場合もありますが、ご容赦願います。

郵送

② 5月12日（火）～

申請受付開始

新型コロナウイルス感染症
予防のため郵送での
申請を推奨します

- 申請・提出
- ① 郵送申請
 - ② オンライン申請
(マイナンバーカード所持者)
 - ③ 窓口申請 (町体育館ほか)

③ 5月15日（金）～

給付決定 (給付日のお知らせ)

決定通知 (郵送)

④ 5月20日（水）～

給付開始 (原則、口座振込)

口座振込

対象者 (世帯)

※上記は4/27時点での予定であり、一部変更となる場合もあります。

詳細は①5月11日（月）の給付金申請書送付の際に「ご案内」します。

【問い合わせ先】本別町役場 特別定額給付金グループ

電話：0156-22-2141 (代) Fax：0156-22-3237

給付金を装った詐欺にご注意ください (裏面)



それ、**給付金を装った**
詐欺かもしれません！

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」
「暗証番号」の詐取にご注意ください！

特別定額給付金に関して

- 市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

※今般、政府予算案において決定された「特別定額給付金」については、住民の皆様へご連絡や給付を行う段階ではありません。
※具体的な給付の方法等が決まり次第、速やかに広報いたします。
※現時点で、市区町村や総務省などが、住民の皆様の世帯構成や、銀行口座の番号などの個人情報を電話や郵便、メールでお問合せすることはありません。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省などをかたった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

